



子ども手当の支給が始まります

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援^{おうえん}するため、これまでの「児童手当」に変わり、平成22年4月から「子ども手当」の支給が始まります。

対象者 中学校修了^{しゅうりょう}前の子どもを養育している、南部町に住所のある保護者（主に生計を維持^{いじ}している方）
※子ども手当を受給できる対象者（保護者）は1家族に1人です。

支給額 中学校修了前の子ども、1人につき13,000円/月

支払方法^{しはらい} 年3回。6月、10月、2月に、それぞれ前月分までが支払われます。

申請方法^{しんせい} 新たに子ども手当の対象になる方に認定請求書・額改定請求書を郵送しています。必要な物を添えて申請窓口へ申請してください。

※養育している児童と別居^{べいき}されている場合は、請求書が郵送されない場合があります。くわしくは町民生活課へお問い合わせください。

申請窓口 南部町役場 町民生活課

申請が必要でない方、申請が必要な方

○平成22年3月まで児童手当を受給している方で、養育中の子ども全員が中学1年生以下（平成9年4月2日以降生まれ）の場合

➔申請の必要はありません。児童手当から子ども手当へ、自動的に切り替わります。

○(1)平成22年4月1日現在、養育中の子どもが中学2～3年生（平成7年4月2日～9年4月1日生まれ）のみの場合

(2)平成22年3月まで、児童手当を所得制限等の理由で受給していない方

➔「認定請求」の申請が必要です。

申請期限 平成22年9月30日（木）

必要な物 ①請求者の印鑑、②請求者名義の預金通帳、③請求者の年金加入証明書または健康保険証

※子どもと別居している場合は、子どものいる世帯全員の住民票（省略なしのもの）が必要です。

子ども手当 申請手続きフローチャート

平成7年4月2日以降生まれの子どもを養育していますか？

いいえ →

子ども手当に該当しません

↓はい

平成21年度に児童手当を受給していますか？



いいえ →

「認定請求」の申請が必要です
子ども手当は受給者の所得制限がありません

↓はい

平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれの子どもを養育していますか？

いいえ →

申請の必要はありません
児童手当から自動的に切り替わります。
新たに認定通知書をお送りします。

↓はい

「額改定請求」の申請が必要です